

観音寺市立常磐小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童並びに教職員がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め実践を進めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

<いじめの禁止>

児童並びに教職員は、いじめを行ってはならない。

<学校及び教職員の責務>

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者並びに関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。その際、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知するよう努め、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

ア 学校の重点目標に「凡事徹底（時を守る・場を清める・礼を正す）」と「率先躬行（「まなざし」と「声」）」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、「なかよし合い言葉」の策定や人権集会等を実施する。

オ 学校いじめ防止基本方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童・保護者等に説明する。

カ 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童等に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア) 児童対象アンケート調査（毎月月末）

(イ) 保護者対象アンケート調査

(ウ) 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

(ア) スクールカウンセラーの活用

(イ) いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を校内研修の年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止したり、効果的に対処したりできるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織（「いじめ防止対策委員会」）の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

<活動>

○ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

○ いじめ防止に関すること。

○ いじめ事案に対する対応に関すること。

○ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

イ いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通す。

ウ いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、その保護者への助言も継続的に行う。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

オ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するため、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく等、必要な措置を講ずる。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、観音寺市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ③ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察するよう努める。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 その他

この基本方針は常に見直し、必要に応じて修正を行う。